

令和4年1月25日

第1回 効果的・効率的な実施方法等に関する
ワーキング・グループ

資料5

ご議論いただきたい主な論点について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

特定保健指導の質の評価に関する基本的な考え方

特定保健指導の質の評価の視点

- 特定保健指導の質の評価体系については、以下のような3つの視点に分類でき、それぞれの特性に応じた基準等が必要である。

①ストラクチャー (構造)

【特定保健指導の実施体制等】

- 実施体制は、直営、委託、直営と委託の組み合わせにより実施。モデル実施では8割の保険者が委託により実施。
- 新型コロナウイルスの影響を踏まえ、ICTを活用した遠隔面接等を実施。

②プロセス (過程)

【実施する特定保健指導の内容等】

- 指導時間等をポイントに換算し、180ポイントの実施が要件。指導時間についての評価が中心。

③アウトカム (結果)

【特定保健指導の対象者の身体状態の改善等】

- 対象者の身体状態の改善についての評価基準は、モデル実施においてのみ設定。

第1回検討会での見直しの方向性

個人の受診者の行動変容につながり、成果が出たことを評価する方向（アウトカム評価の導入、ICTを活用した取組など）で検討してはどうか。

参考：特定保健指導の質の評価体系

特定保健指導の質の評価体系については、

①ストラクチャー（構造） ②プロセス（過程） ③アウトカム（結果）

の3つの視点に分類でき、それぞれの特性に応じた基準等が必要。

①特定保健指導の実施体制等（ストラクチャー（構造））について

- － 保健指導の実施体制は、モデル実施では委託のケースが多い。直営や委託の体制に依らず、効果的・効率的な保健指導を実施する体制について、どう考えるか。
- － ICTを活用した遠隔面接等の保健指導のニーズの高まりや普及状況等を踏まえ、ICTを活用した遠隔面接が有効な事例の普及に向けた課題（事務負担・コスト、ICTリテラシー等）について、どう考えるか。

②実施する特定保健指導の内容等（プロセス（過程））について

○ ICTを活用した加入者への働きかけの方法について

- － モデル実施では、生活習慣改善のため、加入者が健康情報を自ら記録し管理するアプリを活用している事例もある。保健指導対象者個々人に行動変容を促し、生活習慣改善に資するような、効果的なアプリの機能や活用方法とは、どのようなものか。

○ プロセスの見える化について

- － 保健指導の指導内容や指導による対象者の行動変容に係る情報を収集し、「見える化」を推進することで、どのような取組が効果的か保険者が把握することについて、どう考えるか。こうした情報の分析によるエビデンスの構築など、質の高い保健指導を対象者個々人に還元していく仕組みについて、どう考えるか。
- － 「見える化」に必要な収集項目は、どのようなものが考えられるか。また、現場負担も考慮した収集項目の記録、データ化、収集方法等について、どのように考えるか。
- － モデル実施による介入の対象者は、対象者全員に対して実施している場合やリーダー等に対象を限定をしている場合がある。「見える化」の推進により構築されるエビデンスに基づき、対象者の特性に応じた保健指導を実施することについて、どう考えるか。

③特定保健指導の対象者の身体状態の改善等（アウトカム（結果））について

○ アウトカム評価の導入について

- － 特定保健指導の評価に、対象者の身体状態の改善を評価する指標を設定し、その指標を達成したことを持って、保健指導の実施を評価（アウトカム評価の導入）することについてどう考えるか。
- － モデル実施における2 cmかつ2 kgの目標達成者や、未達成でその後180ポイントを終了した者の状況等を踏まえ、アウトカム評価の指標について、どのように考えるか。

④全体について

- 上記①～③の論点を踏まえ、特定保健指導については、どのような評価体系が考えられるか。

今年度末メドに事務局でとりまとめる予定の資料（次回以降のWGで提示）

- ・ 第3期の特定健診・特定保健指導の見直し項目に係る実施状況等について
- ・ ICTを活用した特定保健指導の実施状況等について

(参考) 積極的支援の具体的内容 (プロセス評価)

- 保健指導と、ポイントとの関係は、概ね保健指導を実施した「時間」をポイントに換算するものとなっており、更に対面、電話、メール等の手段に応じて、ポイントが設定されている。

	支援A	支援B
	<p>■ 行動計画の実施状況等を踏まえ、食事、運動等の生活習慣の改善について実践的な指導等を行うもの。必要に応じて、行動目標、行動計画の再設定を行うもの。</p>	<p>■ 行動計画の実施状況を確認し、取組を維持するために励ましや賞賛を行うもの。</p>
個別支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5分間を1単位 (1単位 = 20ポイント) ○ 支援1回当たり最低10分間以上 ○ 支援1回当たりの算定上限 = 120ポイント(30分以上実施しても120ポイント) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5分間を1単位 (1単位 = 10ポイント) ○ 支援1回当たり最低5分間以上 ○ 支援1回当たりの算定上限 = 20ポイント(10分以上実施しても20ポイント)
グループ支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10分間を1単位 (1単位 = 10ポイント) ○ 支援1回当たり最低40分間以上 ○ 支援1回当たりの算定上限 = 120ポイント(120分以上実施しても120ポイント) 	-
電話支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5分間の会話を1単位 (1単位 = 15ポイント) ○ 支援1回当たり最低5分間以上会話 ○ 支援1回当たりの算定上限 = 60ポイント(20分以上会話しても60ポイント) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5分間の会話を1単位 (1単位 = 10ポイント) ○ 支援1回当たり最低5分間以上会話 ○ 支援1回当たりの算定上限 = 20ポイント(10分以上会話しても20ポイント)
電子メール支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1往復を1単位 (1単位 = 40ポイント) ○ 1往復 = 特定保健指導実施者と積極的支援対象者の間で支援に必要な情報の共有を図ることにより支援を完了したと当該特定保健指導実施者が判断するまで、電子メール・FAX・手紙等を通じて支援に必要な情報のやりとりを行うことをいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1往復を1単位 (1単位 = 5ポイント) ○ 1往復 = 特定保健指導実施者と積極的支援対象者の間で支援に必要な情報の共有を図ることにより支援を完了したと当該特定保健指導実施者が判断するまで、電子メール・FAX・手紙等を通じて支援に必要な情報のやりとりを行うことをいう。

(参考) 特定保健指導のモデル実施

従前の積極的支援

- 保健師等の専門職による面談、電話やメール等による支援を実施
- 支援の投入量に応じてポイントを付与し、3ヶ月間の介入量(180ポイント)を評価



モデル実施による積極的支援【2018年度から実施】

- 継続的な支援の提供者や方法を緩和。**成果を出せる方法を保険者が企画して実施**
- **3カ月間の介入の成果(腹囲2cm以上、体重2kg以上の改善)を評価**

※厚生労働省に実施計画を提出する必要あり。提出していない保険者においてモデル実施した場合は、特定保健指導とはみなさない。
※行動計画の実績評価の時点で腹囲及び体重の値が改善していない場合は、その後追加支援を実施し180ポイント以上に達すれば積極的支援を実施したこととする。
※3ヶ月の介入の成果は、当該年の健診時の体重の値に、0.024 を乗じた体重 (kg) 以上かつ同体重と同じ値の腹囲 cm以上減少していることでも可

2. モデル実施に係る取組例

(1) 事業主と連携

- 福利厚生健康ポイントを腹囲の減少量に応じて付与
- 事業主が従業員と面談する機会を活用して保健指導

(2) スポーツジム等の活用

- スポーツジムと契約し、施設の利用、トレーナーによる指導を提供
- スマホを活用した遠隔面談でトレーナーによる運動指導

(3) アプリ等の活用

- 日々の歩数をアプリに記録し、成果の確認や運動・栄養指導
- 食べたメニューを写真添付し、食事指導。対象者の関心に併せた情報提供

(参考) 特定健診・特定保健指導に係る指摘について

●新経済・財政再生計画 改革工程表2021 (令和3年12月23日)

1. 社会保障 1-1 予防・健康づくりの推進

2. 糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進

- 2024年度に第4期特定健康診査等実施計画が開始されることを見据え、事業効果、事業目的を明確にし、これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法等や、健康増進に関する科学的な知見を踏まえた特定健診・特定保健指導の技術的な事項について、新たに検討会を立ち上げ検討する(第1回検討会を2021年12月に開催)。その上で、そのあり方について第4期医療費適正化計画の見直しと併せて検討する。

●第42回行政改革推進会議 (令和3年2月5日)

「令和2年秋の年次公開検証等の指摘事項」

テーマ等：特定健康診査・保健指導に必要な経費

指摘事項：

- 特定健康診査及び特定保健指導については、その費用対効果についての指摘もあることから、これまでの実施状況を踏まえ、医療費適正化及び健康増進双方の観点から、改めて事業効果について検証した上で、事業効果及び事業目的について明確にすべきである。また、エビデンスに基づき事業効果を定量的に測定することができるアウトカム指標・アウトプット指標についても検討すべきである。その上で、次期医療費適正化計画の策定に向け、特定健康診査及び特定保健指導の在り方について検討すべきである。

(参考) 今後のスケジュール

